



Title	『南方紀伝』・『桜雲記』の成立時期の再検討
Author(s)	勢田, 道生
Citation	語文. 2008, 91, p. 24-34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69115
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『南方紀伝』・『桜雲記』の成立時期の再検討

勢 田 道 生

はじめに

近世に成立した南朝関係の史書のうち、『南方紀伝』と『桜雲記』は、比較的早い時期に成ったものであり、両書とも伝本数は極めて多いことから、広く受容されたことが知られる。

両書はとともに、後醍醐天皇の治世から長禄二年の南朝皇胤の滅亡（『桜雲記』は長禄三年のこととする）までを対象に、南朝とその後胤の動向を記す。両書に密接な関係があることは、共通する記事や叙述が極めて多いことから、疑いを容れない。

『南方紀伝』と『桜雲記』の成立について、平田俊春氏は、両書と他文献との依拠関係を根拠に、『桜雲記』は正保四（一六四七）年から慶安五（一六五二）年の間の成立であり、『南方紀伝』は寛文十（一六七〇）年以後の成立であるとされた（詳しくは後述）。さらに、『桜雲記』龍門文庫本は、川瀬一馬氏により、「江戸極初期写」とされており、以上により、『桜雲記』は『南方紀

伝』に先行すると見るのが、一般的に認められている。

ただし、平田氏の論は、具体的な挙証がほとんどなされている点に問題があり、さらに、氏の論に対しても、異論も提示されているのである。すなわち、青木晃氏は、『南方紀伝』の卷二の部分が、同書の記載によると後補されたものであるのに対し、『桜雲記』はこの後補部分とほぼ同じ内容を「自然な記事の流れに組み込ん」でいることから、「かなり下つた編著であると考えるべきかもしない」とされるのである。⁽⁴⁾

青木氏の説については、『南方紀伝』卷二の後補部分と、『桜雲記』のこれに相当する部分とが、共通の文献を母体とする兄弟関係にある可能性について言及されていない点に問題があり、また、平田氏の説の妥当性についても態度を明確にされていないため、これを無条件では認することはできない。しかし、平田氏の論に例証が十分に挙げられていない以上、青木氏の説は一定の説得力をもつというべきである。

以上のように、『南方紀伝』と『桜雲記』の成立時期および依拠関係は、現時点では十分に明らかにされていない。よって、本稿では、平田氏の説を手掛かりに、両書の成立時期を再検討し、次いで、両書の関係について述べることにする。

一、「桜雲記」成立説の再検討

まず、『桜雲記』の成立時期について、平田氏の説が妥当であるか、確認する。

平田氏が『桜雲記』の成立を正保四年から慶安五年の間とされたのは、以下の理由による。

第一に、寛文十（一六七〇）年に成了た『続本朝通鑑』に『桜雲記』の書名が見えることから、『桜雲記』の成立は寛文十年以前であるとする。

第二に、『桜雲記』が興国六年北朝康永三年条に『閔城書』を收めることについて、『閔城書』は寛永年間に白河藩主榎原忠次によって発見されたものであり、さらに、林鷺峰の『閔城書考証』によつて、元來無記名無年月の『閔城書』が、康永三年の北畠親房の書状であるとされたのは正保四（一六四七）年であるとして、『桜雲記』の成立は正保四年以後であるとする。

第三に、『桜雲記』は慶安五（一六五二）年に成了た林鷺峰撰『日本王代一覽』（以下、『王代一覽』）の「主要な材料とされている」として、『桜雲記』の成立は慶安五年以前であるとする。

右の平田氏の論拠のうち、本稿が問題とするのは、第三の『桜

雲記』と『王代一覽』との関係についてである。

『王代一覽』と『桜雲記』とに密接な関係があることは、明らかである。例えば、『桜雲記』元徳二年条には、左の記事がある。

九月、長崎高資逆威ヲ振フ事甚シ、高時蜜ニ高資カ一族高頼ニ命シテ、高資ヲ殺ントス、事顯レテ、高頼却而奥州エ流レテ、高資弥驕奢ス、鎌倉ノ政衰テ、人皆叛ク、此ヲ聞テ、主上又鎌倉ヲ謀ル志アリ、⁽⁵⁾

一方、『王代一覽』の同年条には、左のようにある。

九月、長崎高資逆威ヲ振コト甚ニヨリテ。高時密ニ高資ガ一族。高頼ニ命ジテ。高資ヲ殺サントス。事顯ケレバ。高頼カヘツテ奥州エ流サレテ。高資弥驕ル。鎌倉ノ政衰テ。人ミナソムク。此ヲ聞テ。主上又鎌倉ヲハカル志アリ

右のような本文の酷似は、この他にも多く見られるのである。では、『王代一覽』が『桜雲記』に拠るとする平田氏の判断は、正しいのだろうか。

この問題について、本稿が注目するのは、『王代一覽』の著者林鷺峰の自筆稿本である。この本には、補入や訂正の痕跡が多く残されていることから、『王代一覽』本文の成立過程を窺うことができる。そして、これらの改変は、『桜雲記』と依拠関係の認められる部分にも及ぶのである。

例えば、右に版本によつて示した『王代一覽』元徳二年の記事は、自筆稿本では左のように記されている。

九月、長崎高資逆威ヲ振コト甚シキヨリテ、高時密ニ高資カ

弟高頼ニ命シテ、高資ヲ殺サントス、事頭ケレハ、^テ高頼^{カヘソツ}奥州へ流サレ^テ。高資弥驕^テ、鎌倉ノ政衰^{此ヲ聞テ、主文鏡倉ヲハカル志アリ}、人ミナソムク^テ。

右の部分と、さきの『桜雲記』の本文とを比較すると、『桜雲記』の本文が近似するのは、『王代一覽』稿本の、補入・訂正を含めたかたちであることがわかる。

更に一例を挙げる。『桜雲記』元弘二年条である。

八月、赤松円心^{播磨}幡州苔繩ノ城ヲ構テ、先帝ノ味方ニ属ス、正成千劍破城ヲ築テ楯籠、九月、高時其一族大仏貞直阿曾時治及二階堂道蘿等、大軍ヲ将ヒテ上洛ス、一方、『王代一覽』自筆稿本には左のようにある。

八月、赤松円心播州苔繩城ヲ構テ、先帝ノ御方トナル、^{其一族大仏貞直阿曾時治ノ二階堂道蘿等ヲ大將ニテ}正成千劍破城ヲ築テ楯籠ル、九月、^{高時}大軍ヲモヨヲシテ上洛セシム、

ここでも、『桜雲記』の本文が近似するのは、『王代一覽』稿本の、補入部分を含めたかたちである。逆に言えば、『王代一覽』稿本は、『桜雲記』の本文と近似する内容を、補訂以前に記されていた部分と補訂部分との、少なくとも一段階に分けて記しているのである。

よって、もし『王代一覽』が『桜雲記』に拠ったのであれば、『王代一覽』の著者林鷺峰は、まず『桜雲記』によつて補入・訂正以前の本文を記し、その後、再度『桜雲記』を参照して、加筆・修正を施したことになる。しかし、これは明らかに不自然である。ここから考えて、『桜雲記』が『王代一覽』の「主

要な材料」であつたとは考えられない。『桜雲記』が『王代一覽』に拠つたと見るべきである。

さて、このように考えると問題になるのは、『桜雲記』龍門文庫本の存在である。先にも触れた通り、同本は川瀬一馬氏により、「江戸極初期写」とされている。そうであるならば、『桜雲記』の成立は「江戸極初期」以前、すなわち『王代一覽』の成立以前といふことになるが、これをどのように理解すべきだろうか。

結論から言えど、これは川瀬氏の年代認定の誤りだと考える。先述の『王代一覽』と『桜雲記』との関係から、そのように考へるのだが、龍門本自体によつて述べるならば、以下の通りである。龍門本には左の奥書がある。本文と同筆である。

右桜雲記、今世稀也、借請或人所秘之本、如形書写了、尚可清書而已、重文ニケ處以朱首書、誤字以墨傍書、寔如本写留

桑門徹紹

ここに見える書写者の名「徹紹」は、『公卿補任⁽⁸⁾』明和五(一七六八)年条に、同年一月十三日に四十七歳で出家した、正二位前権中納言山科頼言の法名として、見える。

稿者は、龍門本の書写者「徹紹」は、この山科頼言であると考へる。その理由は、まず、龍門本『桜雲記』は「山科藏書」の印記をもつ山科家旧藏本であること、さらに、同本の筆跡は、国立公文書館蔵『山科家日記』によつて知られる頼言の筆跡と同一と見られることがある。以上により、龍門本『桜雲記』は、山科頼言が出家した明和五年以後、没した明和七年以前に、同人によつ

て書写されたものと見られるのである。

以上により、「桜雲記」は、「王代一覽」の成立した慶安五年以後のものであつてよい。そして、「王代一覽」の成立した慶安五年は、「桜雲記」成立の上限となる。一方、下限については、平田氏も指摘される通り、「桜雲記」は「続本朝通鑑」に引用されているので、「続本朝通鑑」の成立した寛文十年以前となる。

二、「南方紀伝」成立説の再検討

次に、「南方紀伝」の成立時期について述べる。

平田氏は「南方紀伝」の成立について、次のように指摘される。この「南方紀伝」の「神皇正統記撰述」記事は「桜雲記」と同様で、それを漢文としただけであり、「桜雲記」に比して文意粗略であるが、興國元年を暦応三年にあてたのは、まさに「本朝通鑑」の新説をうけたものである。「本朝通鑑」の本文中に「桜雲記」の成立にふれて、「南方記」なるものがあつたが、今存せず、「桜雲記」はその断簡を拾つたものとの伝称を記しているが、この伝称を基として「桜雲記」のか、「本朝通鑑」を参照して記事を補ない、「南方紀伝」の名を附したものであろう。この書が「本朝通鑑」の引用書目を見えていないこと、また「桜雲記」に見えない記事で、「通鑑」と一致するものが多いことはこれを裏書きする。⁽¹⁾

以上により、平田氏は「南方紀伝」の成立を、「続本朝通鑑」の成了寛文十年以後とされるのだが、この指摘は妥当だろうか。

まず、「南方紀伝」の興国改元記事が「続本朝通鑑」を「うけたものである」という点について述べる。

「南方紀伝」と「続本朝通鑑」は、南朝の興国改元について、それぞれ左のように記している。

南帝⁽²⁾興国元年北朝暦応三年四月廿八日改元

〔南方紀伝〕

庚⁽³⁾暦応三年南朝興国元年

：夏四月甲申朔。：○辛亥。南朝改延元五年。為⁽⁴⁾興国元年。
〔続本朝通鑑〕

右のように、両書の興国改元記事は、いずれも四月二十八日に改元されたと記すだけで、それ以上の情報はない。ただし、注意されるのは、「続本朝通鑑」がこの年の干支を「庚辰」と正しく記すのに対し、右に挙げた「南方紀伝」島原松平文庫本は、興国元年以外、全ての年に干支を付記しているにもかかわらず、興国元年に限って干支を記さないことがある。そして、この点に関してより重要なのは、島原本は、興国元年の前年に当たる延元四年の干支に、延元三年と同じ「戊寅」を付けるという誤りを犯していることである。(正しくは己卯)。

この誤りは、「南方紀伝」の諸伝本中、島原本のみに現れるのではない。管見に触れた伝本の内、比較的古いと思われる写本に、「延元四年と興国元年の干支を誤るものが多いのである。⁽⁵⁾

そして、この誤りは、「南方紀伝」の成立時に、すでに存していたものと考えられる。もともと正しく記されていた干支が、書

写過程で誤ったかたちに変化するとは考えにくいし、また、この干支が、『南方紀伝』本文の成立後に、本文とは別の人物によって記されたものであったなら、その人物は、一年ごとに順に記してゆけば得られる干支の整合性を無視し、あえて整合性のない干支を付したことになる。これも、まずあり得ないことだろう。

それではなぜ、『南方紀伝』はこの二年に限って、干支を混乱しているのか。それは、『太平記』流布本や『保暦間記』『李花

集』などが後醍醐天皇の崩年を誤る（史実は延元四年己卯）こと、さらに、『太平記』が、後醍醐天皇の崩御の直後に相当する卷二十一相当部分を欠落していることによるとみて間違いないだろう。⁽¹⁴⁾

『南方紀伝』の干支の混乱は、これら諸書の混乱の影響を受けたものと考えられる。

一方、『統本朝通鑑』に干支の混乱が見られないのはいつまでもないが、それだけでなく、同書は後醍醐天皇崩御記事に続き、次のように詳しく注記しているのである。

按「倭漢合運」以後醍醐崩。為延元三年戊寅之事。蓋因「太平記」而誤。太平記次第錯乱。誤「月日」者不レ少。今拠「帝王系図及結城家記」天龍造営記。以為今年己卯之事。乃是延元四年。而北朝曆應二年也。如此而前後記事相合。且帝以正應元年生至延元四年。而五十二歳。齡算亦合。合運不レ弁。太平記誤「四為三」之事。妄縮二年。一年之謬。差之千里。

不可不正焉。

右のように、『統本朝通鑑』は、後醍醐天皇の崩御は延元四年己

卯のことであり、そのように考えることにより「前後記事相合」うのだとしているのである。もし『南方紀伝』が『統本朝通鑑』を参照していたならば、延元四年には「己卯」が、翌興國元年には「庚辰」が、それぞれ順当に付されていたはずである。

では、『南方紀伝』が興國改元を延元五年のこととしたのは、いったい何によったのだろうか。

『統本朝通鑑』が南朝の興国改元を延元五年にあてたのは、平田氏も指摘されるとおり、『元弘日記裏書』に拠つたものである。

『元弘日記裏書』は興國改元について、左のように記している。
足利尊氏三年
今年興國元年。

四月廿八日。改興國。

『南方紀伝』の興國改元記事が拠つたのは、この『元弘日記裏書』の記事である。なぜなら、この記事以外について、『元弘日記裏書』と『南方紀伝』とを比べると、『南方紀伝』には『元弘日記裏書』の記事を、ほとんど叙述を変えず採用している部分が見られるからである。一例を示す。

五月廿二日、和泉国堺浦合戦、官軍敗北、顯家卿討死廿一歳、
五月廿八日、持家^家房等朝臣発向八幡山、六月中旬々合戦、
城中有殊切^{マツツク}、
（『南方紀伝』延元三年）
五月廿二日、和泉国堺浦合戦。官軍敗北。顯家卿死^{シテ}節。同
月廿八日。持定。家房等朝臣発^{シテ}向八幡^{ハチバン}取^リ陳。六月中。
度々合戦。城中有殊功。
(『元弘日記裏書』延元三年)
右のように両書の記事が一致することから見て、『南方紀伝』が

そうである以上、興國改元記事についても、「南方紀伝」のそれは、『元弘日記裏書』に直接拠ったものと考えられる。

以上のように、興國改元記事に関してみると、「南方紀伝」は『統本朝通鑑』を参照していないと考えられるのである。では、平田氏の指摘される、「南方紀伝」には『統本朝通鑑』と一致する記事が多い、という点についてはどうだろうか。

『南方紀伝』に『統本朝通鑑』と一致する記事が多いのは事実である。しかし、そもそも『統本朝通鑑』も「南方紀伝」も、歴史的事実について、限られた史料によって記述したものである以上、両書に一致する記事が多いのは当然だろう。平田氏が「南方紀伝」のどの記事について、どのようなレベルで『統本朝通鑑』と一致するとされたのかは、具体例が示されていないため、明らかでないが、一方、両書の相違点を見ると、いうまでもないことながら、「南方紀伝」には、明らかな誤りが多く見られるのである。

例えば、『南方紀伝』建徳元（北朝応安三）年条には、次の記事がある。

秋八月、東福寺背法制、故欲削五山之籍、然因寺僧之請、免之、布施入道昌椿奉行之、⁽¹⁶⁾

右の記事は、『京都將軍家譜』による。⁽¹⁶⁾ 同書は右とほぼ同文の記事を、「南方紀伝」と同じく、応安三年のこととして記している。ところが、この事件が起こったのは、正しくは、応安五年のことなのである（『花宮三代記』）。そして、『統本朝通鑑』は、これを

正しく応安五年のこととしているのである。

ここから、「南方紀伝」の作者は、少なくともこの記事に関しては、『統本朝通鑑』を参照していないといえる。どちらも林家の著作である一方、その精細さには大きな隔たりのある「京都將軍家譜」と『統本朝通鑑』とを比較して、「統本朝通鑑」を非とし、「京都將軍家譜」を是としたとは考えられない。

もとより、以上に述べたことは部分的な問題であり、これだけでは、「南方紀伝」が一字たりとも「統本朝通鑑」を利用していないということにはならない。しかし、少なくとも、「南方紀伝」が『統本朝通鑑』によるとする平田氏の説が疑わしいということは、認められるだろう。「南方紀伝」の成立が「統本朝通鑑」の成立した寛文十年以前である可能性は、十分に、ある。

三、「南方紀伝」と「桜雲記」の先後

以上により、「桜雲記」の成立は慶安五年から寛文十年の間ということになり、また、「南方紀伝」の成立も、寛文十年以後とは限らないということになった。そうである以上、両書の先後関係も、「桜雲記」が「南方紀伝」に先行すると決めてかかるわけにはいかない。よって、以下には両書の先後関係について述べる。

まず問題にするのは、「元弘日記裏書」の利用についてである。先にも述べた通り、「南方紀伝」と「桜雲記」との相違に、「桜雲記」が興國改元を延元四年のこととするのに対し、「南方紀伝」が正しく延元五年とするということがあった。そして、「南方紀

伝』の興國改元記事が、『元弘日記裏書』に拠ったものであるといふことも、さきに述べた。

では、興國改元を延元四年のこととする『桜雲記』には、『元弘日記裏書』を原拠とする記事が見られないのかというと、そうではない。例えば『桜雲記』延元三年条には次のようにある。

五月、泉州堺浦合戦、顕家戦破テ於安倍野^{ササギ}討死^{ササギ}、顕信・新田義興籠^{スル}八幡山、同廿八日、持家・家房八幡ニ発向、六月、師直八幡ヲ攻破ル、

右の記事は、『王代一覧』の左の記事を基礎としたものである。

五月、顕家戦破レテ、泉州安部野ニテ討死ス。年二十一。顕家ガ弟顕信。并新田義興八幡ニ籠ル。

六月。師直八幡ヲ攻破ル

両書の記事を比較すると、『桜雲記』の記事は、『王代一覧』を基礎として、傍線部の内容を加えたものであることがわかる。そして、この傍線部の内容は、『元弘日記裏書』に拠るものなのである。『元弘日記裏書』の該当記事は、『南方紀伝』の該当記事とともに、前節（二十八頁下段）に示したものである。参照され。なお、『桜雲記』の傍線部の内容は、『元弘日記裏書』に限らず、『南方紀伝』にも記されていることに、注意しておく。

この他にも、『桜雲記』には『元弘日記裏書』の影響を認めることができる。更に一例を示す。『桜雲記』元弘三年条である。

十月、北畠參議源顕家、陸奥ノ国司ニ任シ下向ス、義良親王^為陸奥太守^ト是ヲ携エ、上野入道々忠輔佐ス、陸奥・出羽両

國悉ク靜謐ス、

次に、これに関連する記事を、『王代一覧』、『元弘日記裏書』、『南方紀伝』の順に示す。

十月。北畠參議源顕家。陸奥ノ国司ニ任シ下向ス。出羽陸奥両国皆徙ヌ

十月。皇子義良并顕家卿下向奥州。上野入道道忠奉^{スル}輔佐之間。國中早速靜謐訖。
（『元弘日記裏書』）

冬十月十日、顕家叙正三位、義良親王童体任陸奥大守、下向奥州、上野介入道々忠奉輔佐、陸奥凶徒悉靜謐訖。

（『南方紀伝』）

ここでも先と同様、『桜雲記』の記事は、『王代一覧』を基礎として、傍線部の情報を加えたものである。そして、傍線部のうち、上野入道道忠が輔佐したというのは、『元弘日記裏書』を原拠とする情報なのである。なお、『桜雲記』の傍線部の情報は、「義良親王^為陸奥太守^ト」という部分も含め、『南方紀伝』に包含されることにも注意しておく。

以上のように、『桜雲記』には『元弘日記裏書』を原拠とする部分がある。よって、延元四年改元説を探る『桜雲記』が延元五年改元説を探る『南方紀伝』に先行することは言えない。ある。

そして、先に注意を払ったように、『桜雲記』のうち『元弘日記裏書』を原拠とする部分は、『南方紀伝』に包含されるのに対し、『南方紀伝』と『元弘日記裏書』との関係が直接的であるこ

とは、前節で述べたように、まず間違いない。ここから考えて、『桜雲記』と『南方紀伝』とに直接の関係があるとするならば、『桜雲記』が『南方紀伝』に依拠していると見るのが妥当だろう。

『南方紀伝』が『桜雲記』に対して先行性を示すのは、『元弘日記裏書』に関する部分だけではない。両書の所収和歌から見ても、『南方紀伝』は『桜雲記』に先行するものと考えられるのである。次に、この点について述べる。

『桜雲記』と『南方紀伝』の所収和歌については、安井久善氏によつて検討が加えられている。¹⁵⁾氏は、『桜雲記』の所収和歌は一四〇首、これに対し『南方紀伝』のそれは六十余首と大幅に少ないこと、『南方紀伝』の六十余首のうち四十六首は『桜雲記』にも見え、残りの『南方紀伝』のみに見える十余首が、「只一首宗良親王の詠を除けば、他は全て北朝君臣の作である」ことを指摘し、『桜雲記』が概して南朝関係の記事内容に重点をおいて、それに集中する方針をとっているのに対し、『南方紀伝』の方は「その方針をやや緩和する方向をとっている」と説明されている。

この安井氏の指摘には疑問がある。そもそも『桜雲記』も『南方紀伝』も、南朝を主題としたものであることに疑いはない。『南方紀伝』はそれを「緩和」したのだろうか。安井氏が右のように説明されたのは、『桜雲記』が『南方紀伝』に先行するとする平田氏の説に専ら拠られたからだろう。しかし、平田氏の説が確実であるとは言えないことは、先に述べた通りである。稿者は、安井氏の指摘とは逆に、『桜雲記』が、『南方紀伝』の

北朝君臣の歌を不要として削り、更に南朝関係の詠を増補したものと見るべきだと考える。この点について、以下、両書の所収する和歌の扱いの面から、述べる。

『南方紀伝』正平二十四年条には、後村上天皇崩御記事を承けて、次の記事が配されている。

信州將軍宮至吉野、奉吊故院、亦下向信州大河原、奉獻和歌
今上云々

一方、『桜雲記』は右の詠を、文中三年条に、別の一首と関連づけて収める。左に示す本文がそれである。

今年冬、宗良親王信州大河原ヨリ南朝へ来ル、去ル延元ノ比
東ニ下テ、遙ニ年月ヲ経テ、今爰ニ至テ、其見シ人モ失果テ、
最愁ヲ催シ、独懷旧ト云事ヲ詠ス、

同クハトモニ見シ代ノ人モカナ恋シサヲタニカタリアハ
セン

先帝在世ノ時、信州ヨリ来ルヘシト數度勅有トイヘトモ、戰
場ニ間ナク、遂ニ果サス、今吉野ニ來テ愁傷モ一方ナラス、
又信州へ赴ク志有ル時、雁ノ鳴ヲ聞テ、

数ナラヌ歎キニナキテ我ハタ、カヘリワヒタル雁ノ一行
これに対し、右の二首の典拠である『新葉和歌集』には、左の
ようにある。

信濃國に侍りし比、後村上院罷りのぼるべきよしたびた
び仰せられしを、とにかくにとどこほる事ありて、かく

れさせ給て芳野の行宮にまわりて又やがてかの国へと思ひたち侍りしに、帰るかりのなくをききて

中務卿宗良親王

かずたらぬ歎になきてわれはただかへりわびたるかりの一行

(卷十九・哀傷・一三三〇)

延元の比、あづまへくだり侍りし後、おほくの年月をへ

て文中三年の冬芳野の行宮にまわり侍りしかども、みし

世の人もなく、よろづむかし思ひ出でらるる事のみおほ

く侍りしに、独懐旧といふことを

中務卿宗良親王
おなじくはともにみし世の人もがな恋しさをだにかたりあはせん

(卷十八・雜下・一三〇六)

『新葉集』から知られるのは、宗良親王が「芳野の行宮にま

る」ったのは「文中三年の冬」であり、それは「延元の比」以来「おほくの年月をへて」のことであった、ということである。よって、「かずたらぬ」詠の詞書に記される、「かくれさせ給て芳野の行宮にまる」ったのも、文中三年ということになる。

そして、「桜雲記」が「おなじくは」詠と「かずたらぬ」詠を文中三年条に収めているのは、『新葉集』の内容を正しく理解したものと認められるのに対し、「かずたらぬ」詠を正平二十四年条に収める『南方紀伝』は、誤っている。²⁰なお、『南方紀伝』に「おなじくは」詠は収められていない。

さて、もし『南方紀伝』が『桜雲記』によったのであれば、

『南方紀伝』は、『桜雲記』の「数ナラヌ」詠の直前に記される、「同クハ」詠についての「去ル延元ノ比東ニ下テ、遙ニ年月ヲ経テ、今爰ニ至テ」という記載を無視し、さらに、典拠である『新葉和歌集』の詞書の「延元の比、あづまへくだり侍りし後、おほくの年月をへて文中三年の冬芳野の行宮にまわり侍りしか」という記載をも無視して、「数タラヌ」詠を正平二十四年条に収めたということになるが、これは、まずあり得ないことだろう。

このように見ると、『桜雲記』と『南方紀伝』の間に直接的依拠関係があるとするなら、『桜雲記』が『南方紀伝』によると考えられるのである。すくなくとも、『南方紀伝』が『桜雲記』によるということは、あり得ないだろう。

おわりに

以上、『南方紀伝』と『桜雲記』の成立時期と依拠関係について、述べた。『南方紀伝』の成立時期については、平田氏の説を否定するにとどまつたが、『南方紀伝』と『桜雲記』とに依拠関係があるとするならば、『桜雲記』が『南方紀伝』によったと見られるところから、『南方紀伝』の成立が、『桜雲記』の成立の下限である寛文十年以前である可能性は、十分にあると考える。

ただし、両書の記事には多くの出入りがあることも事実であり、両書の関係が直接的なものではないという可能性も、現段階では否定することはできない。この問題については、両書それぞれの編纂方針の相違から説明できる部分が大きいと思うが、これにつ

いて述べる用意はない。今後の検討課題としたい。

注

(1) 「神皇正統記著作の対象と目的—学説の展開とその批判—」
〔神皇正統記の基礎的研究〕雄山閣出版、昭和五十四年)。なお、以下に引く平田氏の説は、すべてこれによる。

(2) 『龍門文庫善本叢刊第六卷』(阪本龍門文庫、昭和六十一年)

所収『桜雲記』解説。

(3) そもそも平田氏の論は、その論題(注(1))の示す通り、『桜雲記』と『南方紀伝』の問題を中心に論じたものではない。氏の説の妥当性は、『南方紀伝』や『桜雲記』を本位に据えて、改めて検証する必要がある。

(4) 古典遺産の会編『室町軍記総覽』(明治書院、昭和六十年)「桜雲記」項。

(5) 以下、「桜雲記」は、「林氏蔵書」・「昌平坂学問所」その他の印記をもつ林家本による。該本は現在、上巻一冊は国立国会図書館に、中・下巻二冊は国立公文書館に所蔵されている。本文や書式から、末尾に「懶林春常家藏之本/辛酉之夏」との貼紙をもつ彰考館本(国文学研究資料館蔵紙焼写真による)の親本と考えられる。書写年代は、「内閣文庫国書分類目録(改訂版)」に「[寛文]」とされる通りで、該本と同じ縦色の表紙の左肩に、該本と同様に直書きで外題を記すという体裁は、国立公文書館に所蔵される林家のうち、「続本朝通鑑」の編纂資料集である『国史考』や、『国史館日録』(史料纂集本)によって寛文七年に書写されたことが知られる『愚管抄』(一三八・五六。『国史館日録』寛文七年八月十八日条)、『元秘別録』(一四六・一二三。『国史館日録』同年十月十一日条以下)や、同年に改装されたことが知られる

『本朝無題詩』(一〇四・一九一。『国史館日録』同年閏二月六日条)などと同じ。なお、以下に示す同本からの引用のうち、和歌の直後の改行は、私に施したものである。

(6) 以下、「王代一覧」の引用は、特に断らない限り、奈良県立図書情報館蔵本(寛文三年村上版七冊本)により、振仮名および小書きで記される送仮名は省略した。

(7) 国立公文書館蔵(一三九・一四)。

(8) 新訂増補国史大系本。

(9) 『国書人名辞典第四卷』(岩波書店、平成十年)による。

(10) 引用の「」内は、文意により私に補った。なお、この説は、中山信名『関城書考』(『史籍雜纂第三』(国書刊行会、明治四十四年所収)の説を踏まえたものと思われる。『関城書考』には以下のようにある。

「近世南朝の事跡を記するもの、桜雲記を始とす、この書全く杜撰にあらずといへとも、錯誤少からず、所レ拠となし難し、南朝紀伝は其次也、皆桜雲記より出たり、たゞ附会を益のみ、本朝通鑑によるに、世相伝ふ、古南朝記と云者あり、詳に吉野の事実を記す、桜雲記は其書によりて作る処也と、蓋南朝紀伝を作るもの、この説によりて世を欺き、桜雲記の本書たらしめんとするもの也、誤謬^(アダム)雲記に陪す、更采用にたらす、

(11) 以下、「南方紀伝」の引用は、卷一までは肥前嶋原松平文庫蔵『南方記』に、卷三以下は肥前嶋原松平文庫蔵『南方紀伝』によるが、返点および小書きで記される送仮名は省略した。この二本が併せて通常の『南方紀伝』の内容を具えること、その本文内容が、他本とくらべて原初形態に近いと考えられるることは、拙稿「島原松平文庫蔵『南方紀伝』をめぐって—『南方紀伝』仮名本先行説の再検討—」(詞林)四二、平成十九年十月)で述べた。

(12) 以下、「続本朝通鑑」の引用は、国書刊行会本による。ただし、表記の都合上、各月ごとに施される改行は、これを省略した。

(13) 例えば、改定史籍集覽本は延元三年を戊寅としたのち、延元四年と興國元年の干支を記さないが、これは彰考館本（国文学研究資料館蔵紙焼写真による）と同じ。仮名本には、延元四年を戊寅（前年と重出）、興國元年を己卯とするものが多く見られるが、これらの中には、宮内庁書陵部蔵本（葉一三三五、巻二末尾直前までの残欠）、田村宗永（一六五六～一七〇八）らの写とされる阪本龍門文庫蔵の二本などがある。

(14) この問題については、周知のとおり、「参考太平記」に詳論が見られるが、それ以前に、「続本朝通鑑」も、以下に示すように、後醍醐天皇の崩年にについて詳しく注記している。

(15) 以下、「元弘日記裏書」は「新校群書類從」による。

(16) 大阪府立中之島図書館石崎文庫蔵明暦四年版本によった。なお、『南方紀伝』に『京都將軍家譜』に拠る記事が多いことは、注

(11) 所掲の拙稿で述べた。

(17) 安井久善「南方紀伝」再考」（『商学集志 人文科学編』一九一、昭和六十二年八月）。

(18) なお、安井氏、「彰考館本『南方紀』をめぐって」（『商学集志 人文科学編』一九一三、昭和六十三年三月）では、彰考館本『南方紀』と『桜雲記』・『南方紀伝』との関係から、「両書のうち一方が他方を編纂資料として用いたといった関係は否定されて然るべきであろう」とされているが、この論でも両書の成立時期については平田氏の説に全面的に拠られていること、また、彰考館本『南方紀』は肥前嶋原松平文庫蔵『南方記』第三の内容に増補を加えたものと考えられる（注（11）所掲拙稿）ことから、これについても再検討が必要である。

(19) 新編国歌大観本による。

(20)

なお、「南方紀伝」の文中三年条には、「冬、宗良親王自信州大河原上南都」という記事があるが、宗良親王の吉野参向が延元以来のことであったことは記されていない。以下に述べる点と考えあわせると、「南方紀伝」が直接参照したのは、『新葉和歌集』に基づく二次的史料であり、その史料には、宗良親王の吉野参向が延元以来のことであったことは記されていなかつたと考えられる。

（せた・みちお 本学大学院博士後期課程）